

## 「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正に係る説明（案）

全国で自治基本条例が施行されており、条例構成について検証すると「青少年の権利と子どもの育成について」を条文として扱っていることは、京丹後市の条例の特色ともいえます。この特色を生かすためにも下記の条文の一部改正を行います。

### \*第13条(青少年の権利)

公職選挙法の改正もあり、具体的に年齢に応じた関わり方を必要とするものです。

さらに、権利付与については、青少年だけの現実は難しく大人側からの配慮を必要とするため、次の文言についての修正及び追記をするものです。

★本文中「年齢にふさわしい」→「年齢に応じた関わり方」と修正し、第2項として「市及び市民は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければならない。」と追記する。

### \*第30条(子どもの育成)

平成27年3月に「教育振興計画」と「子ども・子育て支援事業計画」が第2次総合計画との整合性をもって策定されました。

子ども・子育て支援計画の基本理念に、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する環境づくりを進めるとされていることから、「健やかに育つ環境」を「学校、家庭、地域の連携」と具体的な環境づくりを明確にしたものです。

また、平成18年の教育基本法の改正にも、学校・家庭・地域の連携協力が盛り込まれているところで、次の文言について修正するものです。

★本文中「市及び市民は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。」→「市及び市民は、子どもを学校、家庭、地域の連携により支え、安心して子育てができる環境をつくる責務を有する。」と修正する。